

○経済産業省令第三号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項、第四十三条第一項、第四十四条第五項、第四十八条第一項、第五十条の二第三項及び第七十一条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣 海江田 万里

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項第三号中「出力十キロワット未満」を「出力二十キロワット未満及び最大使用水量毎秒一立法メートル未満」に改める。

第五十二条第一項の表第一号中「水力発電所」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）」を加え、同表第二号中「火力発電所（）」の下に「小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、」を加え、同表第四号中「水力発電所」の下に「（小型のもの又

は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）」を加え、同表第五号中「火力発電所（」の下に「小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、」を加え、同表第七号中「四の水力発電所以外の水力発電所」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）」を加える。

第五十六条の表第四号中「水力設備」の下に「（小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。）」を加え、第五号中「水力設備（」の下に「小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するもの又は」を加え、同表第六号中「火力設備（」の下に「小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの、」を加え、同表第七号中「五千八百八十キロパスカル以上のもの」の下に「及び小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するもの」を加える。

第七十三条の六の二第一項中「三万」を「十五万」に改める。

第一百十条第三号中「立会い、」を削り、「記録」の下に「の確認」を加え、「関係者からの聞き取り」を「当該検査に係る関係者からの聞き取り（溶接安全管理審査及び水力発電所の湛水前のダムに係る使用前安全管理審査の実地審査にあつては、これらに加えて、法定事業者検査の立会い）」に改める。

別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄の1の(1)中「水力発電所」の下に「(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。)」を加え、同表の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄の1の(2)中「原動力とするもの」の下に「(小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。)」を加える。

別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄の(1)中「発電設備」の下に「(小型のもの又は特定の施設内に設置されるものであつて別に告示するものを除く。)」を加え、同表の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄の(2)中「原動力とするもの」の下に「(小型の汽力を原動力とするものであつて別に告示するものを除く。)」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第七十三条の六の二第一項の改正規定は平成二十三年四月一日から施行する。